

国土審議会政策部会国土政策検討委員会

地域戦略検討グループ（第4回）

平成22年12月1日

【小玉課長補佐】 それでは、ただいまから第4回地域戦略検討グループを開催させていただきます。

私は、国土計画局広域地方整備政策課で課長補佐をしております小玉と申します。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。議事に入りますまで、暫時私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。初めに座席表、議事次第とございまして、資料1、国土政策検討委員会委員名簿。資料2、報告素案。資料3、今後のスケジュール（案）。参考資料、地域戦略検討グループ（第3回）議事概要となっております。以上の資料に不備がございましたら、事務局までお知らせください。

なお、参考資料の議事概要につきましては、当日の議事の速報版として事務局にて作成し、ホームページで既に公表させていただいているものです。こちらにつきまして修正等ございます場合には、後ほど事務局までお申しつけください。

次に、本日の会議の公開につきましてご説明させていただきます。国土政策検討委員会が会議、議事録ともに原則公開することに倣いまして、本検討グループも公開の扱いにさせていただきます。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

また、本日は川勝委員、関根委員、宮脇委員からご欠席のご連絡をいただいております。

それでは、この後の議事進行につきましては、辻委員にお願いしたいと存じます。辻委員、よろしくお願いいたします。

【辻委員】 それでは、本日の議事に入ります。お手元の議事次第をごらんください。本日は報告素案と、それに基づく意見交換の2つとなっております。

それでは第1の議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

【中井川広域地方整備政策課長】

（資料2の説明）

【辻委員】 それでは意見交換に移りたいと思います。ただいまの事務局の説明につい

て、これからご質問・ご意見をいただきますが、進め方として報告素案が大きく6つの部分に分かれていますので、このテーマごとに区切って議論をしたいと思います。

具体的には最初に1の「成長戦略の策定の背景」、及び2の「新たな地域振興策の必要性」。2番目に、3の「地域の官民による内発的連携の必要性」及び4の「官民連携組織のあり方」。そして3番目に「国の役割」及び6の「終わりに」について、それぞれ意見交換した上で、最後に全体を通じて意見交換したいと考えております。

それでは最初に1ページの「成長戦略の策定の背景」、及び1ページから4ページの「新たな地域振興策の必要性」、この部分について、ご意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。この部分は、全体のところと事例紹介が中心になっているところです。

【大川委員】 ちよっと1つ。

【辻委員】 それじゃ大川委員から。

【大川委員】 2ページで、一番最初のほうにも、「我が国は人口減少、少子高齢化が依然として進んでいる。我が国が有する優れた人材、技術力、ノウハウなどをいかに活用するか」ということを書いておられて、2ページで下のほうですけれども、「人口減少、少子高齢化により、地域コミュニティーの基盤がますます弱体化することが予想される」と。そういった中で、行政支援策、縦割りとか横割りとか、ということなんですけれども、ここでちよっと私のスタンス的に、ちよっと、すぐそこへ行ってしまふのかなという感じがちよっとありまして。1つは一体、地方で人口減少、少子高齢化という問題、地方と都会の中で、この問題を人口問題でどう解決していくのかなという感じがしちゃうんですけれども。縦割り、横割りとなってきましたと、かなりシステムチックな話になってきて、一言で言ってしまうと団塊の世代をどうすんのかなとか、最初から言うてますけれども、それが非常に気になっていまして、奥野先生のご本でも団塊の世代をいかに活用するかという文章もございましたし、ある一定の条件があれば、かなり団塊の世代が地方の活性化に動くんじゃないかと、そういうご指摘も奥野先生はしておられるんですけれども。私が思いますのは、どんな条件なのかと、どんな条件があれば団塊の世代が動いて、地域活性化に役に立つようなシステムがつけられるのかなと、その辺をもう少し、いいアイデアを出していただけたらなと思いますけれども。以上です。

【辻委員】 はい、ではこの部分について、事務局いかがですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 この点につきましては、1つの背景としていわゆる人口減少、コミュニティーの弱体化の中というハンデの中で、いわゆる地域活性化をや

っていた行政施策、そういうものがどうしたらいいかという、つなげる、ある意味では背景説明でございますので、こういう表現に一応させていただいたということでございます。ただ、ご指摘の点については何か工夫ができないか、検討させていただきます。

【辻委員】 今、委員がご提起のこと、まさにこの全体でやっていきたいということなんです。

【奥野委員長】 新しい公共のほうでもお考えになることだと思います。

【中井川広域地方整備政策課長】 今回はいわゆる方法論といいますか、具体的な政策論というよりも、地域活性化という1つの政策、その中にはおそらく団塊の世代の活性化ということでその地域地域でいろんなアイデアがあると思うんですけども、それを実現するための、ある意味ではツール論というんですか、こういうスキームでやると、こういう組織に基づいて、こういう支援でやると、地域地域のそういう問題は地域地域で解決していくだろうというような基本的な考え方に基づいて一応整理させていただいております。

【辻委員】 はい。よろしいですか。では奥野委員長、お願いします。

【奥野委員長】 ここはどう直せということではないんですが、一番最初の出足のところが、日本はもたついていると、中国、インドをはじめとするアジア諸国は高成長を続けている、このとおりなんですけれども、だから中国、インドはすばらしいかという、要するにタケノコの成長は速いというだけの話だと、今の段階では。ですから、どう直せというわけじゃないんですが、私はそういうふうな理解の仕方をどうもします。だからそっちを見習えという話では決してないんじゃないかなという感じがします。

【辻委員】 はい。事務局、いかがですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 ご指摘の点、ある意味では3ワーキングチーム共通の、おそらく最後にレポートを書くとき、共通のあれとしてまた整理をしなければいけないところだと思いますので、またそれは委員長ともそれこそ相談しながら、表現は最後の段階で考えていきたいと思います。

【辻委員】 そうですね。今から考えると、リーマンショックも大分時間がたつてくると、これでいいのかとか、ブラジル、ロシアがどう出てきたかとか、いろいろあるかもしれませんが、まあ全体としてはとりあえずこれはこれで。あと全体に関しては委員長でしっかり議論していただくということで。

【奥野委員長】 いいのができるようにしましょう。

【辻委員】 はい、あといかがでしょうか。岩崎委員、お願いします。

【岩崎委員】 目次を見ると、1が策定の背景で、2番が必要性で事例が出して、3番が官民連携の必要性で、4番が組織というように、ストーリーははっきりしていると思います。そうであるならば、2番目の新たな地域振興策の必要性というところで、これは現在の資料では、3つの事例の紹介に終わっていますよね。地域戦略検討グループですから、地域戦略を検討するのであれば、現状をどうとらえるかという現状の問題点があり、そしてビジョン・オブ・フューチャーというか将来像や目的があり、それを実現するためには何をやらなきゃいけないかという戦略があり、という順序だと思うんですね。全体の構成はそうになっているように見受けられるんですが、申し上げたいことは、せっかく先進的な事例が3つ紹介されているわけですから、この先進的な事例それぞれが現在のシステムの中では、どういう息苦しさというか、もうちょっと変えてほしいところとか問題点、課題というか、より活動をアクティブにしていくためには、既存の制度や何かがあるかどうなふうに足かせになっているかとか、おっしゃりにくいことがあるかもしれませんが、そういうふうに出していただきたい。ただこういうことをやっているだけだと、それはそれでいいかもしれませんが、その後にもう少し、現在での課題を出していただくと、先行事例が困っていることを、それぞれ違うかもしれないけれども、それを超えて、それも変えるようにした新しい組織が必要ですよっていうふうに素直に3と4に結びつくと思うんです。どうもせっかく出してきた事例が紹介に終わっているというのは残念な気がします。

【辻委員】 はい。それは事務局、いかがですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 すみません。ちょっとこれ、見出しのあれで2と3が、ある意味ではちょっと、従来の整理ではちょっと見出しのつけ方もあろうかと思いますが、2が結果として事例の紹介だけに終わっちゃってますので、そこはちょっと見出しのつけ方と、あと構成はちょっと工夫の余地があるのかなと思いますので、そこはちょっとまた検討させていただければと思います。

【岩崎委員】 見出しとか構成だけじゃなくて、本質だと思うんです。

【中井川広域地方整備政策課長】 そのところは実は3のところ、これ構成でちょっとわかりにくくなっているのは、いわゆる官民の連携組織の背景として、いわゆる官主導の地域活性化施策についてはいろんな限界があるというのを実は2のほうからずっと必要性という形でうたってきたりして、そういう中でも新しい芽として事例を紹介させていただいて、そういう芽があるので、それを育てていきたいと思いますという形で3につながるという

うような構成になっておりまして、そういうことですので、一応先生のご指摘の事項を少しこのストーリーに沿うのか沿わないのかを含めて、ちょっとまた検討させていただければと思います。

【辻委員】 この事例に即して、大きい意味ではどういう組織が必要かと言ってるんですけど、即応性の高い形で何か方向性や必要性が出ると、もっと説得的なのかもしれないということですよ。それは、じゃこの3事例の中では、例えば戸田委員とか、いかがですか、これ。

【戸田委員】 課題的な。

【辻委員】 ええ、課題。そうですね。ここをこうしてもらったりとかですね。

【戸田委員】 この間、発表のとき申し上げたようなことになろうかと思うんですが、官と民が協働しなきゃならないけれども、行動規範が違うとか、そういったことを3つの事例を通して、確かにまとめてあれば次の展開がわかりやすいし、流れがいいということですね。

【辻委員】 なるほど。だからそれぞれの事例……、橋田委員、いかがですか。

【橋田委員】 私どもはもともと、こういうのを検討されている、これに乗っていこうということではなくて、もともと何とかしなければならぬということから、いろんなことを検討し、その中でこれが併行的に出てきた。言葉は適切ではないかも知れませんが、渡りに船だ。ということで、ぜひ進めていただきたいと。その中でうかがいました、広域連携であるとか県境を超えてというのまでは考えておりませんでしたので、それはしなければならぬと思っています。最も期待している部分は、官庁の縦割りと規制緩和の部分です。いずれにしてもいろんな規制があって、この規制が相当阻害していると感じます。

また、何か行方時のスピード。さらには住民の皆さん等にご理解をいただく際の大義名分とか後ろ盾。個人の利害得失だけではなかなか説得できない部分があります。これは国の後ろ押しがあると随分違います。例えば、具体的には福岡市が何かやろうとすると、簡単にいかないことがあるのです。いろいろ地権者がいたりして。ところが、こういう組織体でやるといって納得される。福岡でオリンピックにぜひ名乗りを出して、東京と戦ったことがあるのですが、その時もオリンピックという大義名分のもとであれば、天神の北天神側は、競艇場や倉庫の移転など一挙に進みそうだったのです。ところが東京に負けましたので、その必然性と時期の問題がうまくいかなくなりました。何か行方ときに国が絡んでいること、行政上の規制が邪魔していること。様々な手かせ、足かせがあるので、政府

で仕組みをつくっていただけると助かります。したがって今、岩崎先生がおっしゃるように、そういうようなことをどこかに入れて、こういうことで悩んでいるのだ、これはいいですよ、というように、私等も事例を挙げることはできるのです。

【辻委員】 はい。それでは方向としては、それぞれ小さいローマ数字の i、ii、iiiの後に、それぞれ可能であれば白丸1つで、現況における発展の方向性と課題のようなもの、そういうこととして、どんなことが考えられるかというのを、それぞれ1つずつぐらい加えるという方向で記述を検討してみたいと思いますが、よろしいですか。

【根本委員】 ちょっといいですか。

【辻委員】 はい、どうぞ。

【根本委員】 おそらくこれは3以下につなぐための検討材料だと思うんです。ですからおそらく対比表みたいなものがある中で、その中でポイントが同じ項目について記述されている必要があるんですね。現状はそれぞれの情報のうち、書きやすいもの書かれているという状態なので、書いてない部分に結構本質が隠されている場合があるので、表のような形にして、空白があったら、それは何で空白なのかと考える作業が必要だと思うんです。それが今ちょっとなされていないような感じがするんです。それで、さっきちょっと言いかけたのは、シンクからドゥまでというのは、要するにどこまでやってるんですかというのがものすごく結構重要で、ドゥになればなるほど、リスクが高まってくるので、かなり、何と申しますか、厳密な検討をしないとイケなくなるのですが、シンクだけだったら、まあ別にいいか、ということでもあるんですよ。それがこの3つの例、それぞれドゥのどこまで担うのか、大分違うような気がするので、その差がこういうふうに表現されるとわからない。だからわからないから検討ができないという状態だと思って、今日はこの材料で検討しますけれども、最終的に出すときは、やはり表で、同じ項目ごとに比べるという作業をしていただけないかなと思います。

もう1件いいですか。それから先ほど大川委員のご発言で、グローバル化とか少子高齢化のところ、ちょっと私も見てみて、こういうことを、こういう官民連携というか、広域の官民連携を必要とする背景というのは、おそらくグローバル化だと思うんです。人口減少とか少子化とか高齢化って、それぞれ違うんですけども、グローバル化で地域間競争が地球規模で行われているような時代、地球の反対側と競争しているのに隣と仲が悪い、なんていうことは不合理ですよ。ですから広域的な経済活動というか、集客も含めてですけども、そういうことをやるためには、自身が発信する領域、テリトリー

というのもやっぱり広くとらえないといけないということですね。ですからこれは少子高齢化じゃなくて、やっぱりグローバル化の反映じゃないかと思うんですよね。この方向がずっと来ているにもかかわらず、相変わらず国内の論理でしか動いていない。国内ならまだしも、ほんとうに地域の論理でしか動いていない地域がまだいっぱい残されていることに対する警鐘を鳴らしているんだとすると、書き方がグローバル化からストレートにつないでいったほうが読みやすいんじゃないかなと。おそらく本質はそっちじゃないかなと思うんですけれども。

【辻委員】 事務局、いかがですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 ちょっとご指摘を踏まえて、ただそこが今回のレポートになるのか、委員会全体の取りまとめになるのかということがございますので、その全体の取りまとめの中を通じて、ちょっと整理したいと思います。

【辻委員】 多分、ローマ数字、小さい i、ii、iii の後に、全体の総括表みたいなやつ、これが後の 3 の「地域の官民の内発的連携の必要性」の中の記述にもつながってくるので、ちょっと短時間でつくれるかどうかわかりませんが、そういう何か総括表があったほうがいいということが 1 つですよ。

それから、今、根本委員から言われて改めて見ますと、確かにこの、今回比較的県を超える大きい地域連携ということもありますので、その影響もあってか、人口減少・少子高齢化よりもやっぱりこの 3 事例とも国際競争の中でどうやって勝ち抜いていくかという色彩が確かに強くは出ているので、そこを特にこの部会の部分としては、全体の流れでもう少しスムーズに出したほうが、逆に具体的に説得性は出るかもしれないですね。何かお題目のように少子高齢化・人口減少と言っているよりは。そこちょっと記述のあり方、やっぱりその点も少し考えてみてください。

あといかがでしょうか。それでは、一部入っていますが、3 の「地域の官民による内発的連携の必要性」及び 4 の「官民連携組織のあり方」につきまして、皆さんのほうでご意見いかがでしょうか。

【奥野委員長】 私は理念に非常に共感しておりますし、かなり私よりはずっと目配りがきいた書き方をされてなるほどなと思って読んでるんですが。1 点、連携組織のあり方なんです、ご案内のように参考資料にもありますが、事務組合で広域連合、こういう行政の連合体がある、それから民間が入ったものだとここでは事業協同組合とか中心市街地関係の協議会が挙げられてますが、こういった既存の組織とは違うんだということ、長

くではなくていいんですが1行でも2行でも、何かわかるように書いておいてもらおうと、随分違うのかなと思うんです。これ、確かに違うんですよ。中心市街化地域の協議会なんかとはエリアが違いますね。それから一部事務組合広域連合は行政体ですから、これ民間が入っているところが違うし、その辺の特徴を一般の人にも読んでぱっとわかるような、そういうことを一言書いておいていただくと、随分理解が変わってくるのかなというふうに感じました。以上です。

【辻委員】 はい。今の点について、事務局いかがですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 ご指摘を踏まえて、ちょっと追加を考えたいと思います。

【辻委員】 はい。今の点、非常に重要なんですが、なかなか記述を具体化するの…。やらないと言うのではなくて、即、書くのは、結局今書いているところが逆に応答義務とか、わりと今の法制度の中でも即してこういうイメージだというのを書くと、どうしても今、委員長の言われたような斬新というイメージを逆に打ち出しづらくなるようなところもありまして。今回ともかく一度つくったものが形式化、空洞化してきたり、何か補助金の受け皿になるのではなくて、常に環境の変化に柔軟に対応して活動できる行動体として、単に計画認定するのではなくて、主体としても活動していけるというイメージは、かなり書くように努力はしていて、その記述をもう一步出すことは可能だと思うんですが、それを法制的にいろいろ考えるとなかなか結構ややこしい問題も出てきますので、どの程度具体化して書けるかというのは、それこそ多分この事業を転がしながら最終的に考えていかなきゃならないところもあると思いますので、その範囲の中で。ただ、イメージとして。

【奥野委員長】 そうそう。

【辻委員】 こういうものだというのが伝わらなければ、これが必要だというイメージも伝わらないので、そこをもう少し努力して書けるようにしていただきたいと思います。

【奥野委員長】 屋上屋だって言われるとね。

【辻委員】 はい。あといかがでしょうか。

【戸田委員】 構成員の役割と責任のところですか。役割はよくわかるんですが、責任がどういうふうに表示されるのか。構成員としての責任を表明した多様な主体というように少し責任性を持たせることが要るんじゃないかという気がするんですが。前回、宮脇先生からOSとアプリケーションという話がありましたが、そうすると事業を実施していく法

人化のようなものというものが、やっぱり欲しい気がするんです。そこで内部ルールというか、責任と遵守すべき共通のルールのところがかなり重要なような気がしまして、責任性ということはどういうふうに書かれるのか教えていただければと思います。

あわせて、下の求心力の中で遵守すべき共通のルールということが書かれていますけれども、どの程度のコミットをイメージするのか。

【辻委員】 事務局お願いします。

【中井川広域地方整備政策課長】 これはいわゆる法令等によりまして、その組織のあり方みたいなものを、要するに私どものほう、中央サイドで一律にこういう組織じゃなきゃだめだとか、その構成員間の責任はこういう形で法令上で担保しなきゃだめだとか、そういう議論が例えばいろんな官民連携組織が地域地域である中で、そこはなかなかやり切れないんじゃないかなというような問題意識を持っておるところでございます。そうするとこれは後でどういう形になるかと申しますと、まさに組織を認定していくという中で、例えばその組織の中の当然規約なり規範なり、そういうところのガバナンスのルールですとか意思決定過程のルールですとか、そういうところは当然、判断の根拠という形になってきて、そこはまず押さえていかなければいけませんし。

それからもう1つは、その認定した後の、いわゆる報告をいただくにあたって、先ほどさらっと、いわゆる意思決定過程ですとか、執行過程のいわゆる透明化という話をさらっと申し上げましたけれども、そういうものをやっぱり私どものほうで、いわゆる組織としてどういう活動をされているのかというのはやっぱり確認していく必要があるだろうと。制度面ではそういうところでフォローしていく方向で、今考えているところでございます。

【辻委員】 はい。根本委員、お願いします。

【根本委員】 先ほど最初に言いかけたのは、ドゥの程度の問題でして、具体的には資産の取得とか負債を負うとか、バランスシートの話になったときにどの程度のイメージでこれ進めるのかなというのがあって。第三者がこの官民連携組織を信頼してとった行動に対して、公信力を持たせるのかというか、信頼してやったけれども官民連携組織がその後、その約束をほごにしたような場合ですよね。そういうようなことが起きないようにすると、だからバランスシートに関係なければ、そんなに大したことはないんですけども、設備投資をしちゃったとか、借金を背負ってしまったけれども、その後やっぱりやめますみたいなことが起きないようにするというのが、結構やっぱり信頼性という意味では非常に重要ですよ。その辺の問題点は、一応目的の共有や利害との調整を行う場合があるとい

うようなことで、何カ所か書かれているのですけれども、それをどのように担保してくれるのかというところのビジョンがある程度書かれてこないと、なかなか信頼してもらえないんじゃないかと思うんですよね。そこがどうなのかなと。

【辻委員】 はい。事務局お願いします。

【中井川広域地方整備政策課長】 そこら辺は、例えばバランスシートや何かを背負うようなものであれば、例えばそれは任意法人だとそれは個人の負債の、いわゆる有限責任、無限責任の問題になってきてしまいますので、そこはだから私ども今回の場合、例えば一定の法人格を念頭に置いて、こういうバランスシートでなきゃいけないとかっていう議論をするつもりはありませんし、それはだから当然、任意設立のいわゆる人格なき社団や何かの場合も視野に入れながらの制度設計をしていこうと。もちろん法人格がある場合は、その法人が有するバランスシートや何かで、公益法人であれ何であれ、そこはそれの中の情報開示なり、財務状況のチェックなりというのがあるだろうということでございますし、それでいわゆる法人格がない組織の場合は、法人格がない組織の範囲内の、やはり逆に言うと、権能的には限界が当然あるわけでございます。だからそこは私どもは組織を認定するときに、この組織はこういう組織であるというところを見た上で、それをオープンにしていくということで責任を果たしていくのかなと感じております。

【根本委員】 ちょっと趣旨が違ってまして、第三者が行動した場合の話なんですね。だから官民連携組織がどうであれ、それを信頼してたとえば複数の地域で産業の業種を分担して、ここが部品で、ここが材料で、ここが完成品だと。完成品のところに完成品の工場をつくったら残りの2つも完成品を始めてしまって、企業誘致の分捕り合戦しちゃったみたいなことというのが一番嫌なんですよね。今のお話だと、そういうところまで縛りかけるかどうかは、その官民連携組織の個々のあり方の問題なんで、地域のほうで提案してきたものを原則として受けとめて、そういうものですよということを透明に開示するのが国の役割だということだと、信頼をして第三者に行動してくれと言うことができるのかなと。例えば対比表が出ていて、例えばこれが広域連合だと言えば、広域連合としての権能なり権限なり責任というのがしっかりしているので、それはある程度、行動できるんですけれども、それが全く法人格もない場合もありますよと。国のほうでこうしろと指導するものでもありませんよと。それはそのとおりなんですけど、その状態で情報が開示されて、それを受けて経済主体のほうがどこをどうするのかと。全部それを個々の企業なり個人にゆだねるということだと、あまり制度としての実効性が出てこないんじゃないかな

という気がするんですね。その権限なり調整力なりというところを、ちょっと問題提起でとどめるんじゃないくて、こういうイメージである程度強くしますよっていうようなことがあるのか、ないのかですよ。

【中井川広域地方整備政策課長】 申しわけありませんが、そのところは今回、そこまである意味では深く掘り下げ得なかったところでごさいます、そういう意味では現段階での1つの結論というのは、今申し上げた範囲内ということでごさいます。先生のご指摘はごもっともな点がありまして、本来ならばそこまでの制度設計で深く掘り下げるべき課題だとは認識しております。

【福富審議官】 ちょっといいですか。

【辻委員】 はい。お願いします。

【福富審議官】 直接今、根本先生のお話とはちょっと違う話かもしれませんが、名古屋にグレーター・ナゴヤ・イニシアチブというのがありまして、それは複数の公共団体が連携をして、統一のロゴで海外誘致をやっていると。その誘致する段階ではみんなが共通して行動するんだけど、実際に誘致企業とのネゴの段階になると、それは個々の構成員である公共団体が、自分のところに来てくださいという話で、また別の世界に入っていくというルール決めをしながらプロモーション活動をやっているという組織があつて、でもそれはやっぱりある意味、そういうみんなが認知して、ルールもある程度オープンにしながら活動をしている、実績を積み重ねてきたものが1つあるわけです。我々も三遠南信もそうですし、歴史街道でもそうですけれども、それぞれの地域ではそれなりの認知を得ながら、それなりのルールも皆さん理解しながら行動していただいているものであるがゆえに、これを何か、多分パターンがいろいろあつて、限りなくシンクに近いものもあれば、ドゥというのも、ドゥがどんどん重なって広がっていくものですから、新しいステージに上がるたびに、多分ルールもそれなりに対応したものでつくらなきゃいけないでしょうし、場合によっては人格、組織形態もそれなりの器に切りかえていかなければいけないと考えてますので、そこはまだちょっとそこまで、先ほど今、中井川が申しましたように、この場合はこういうルール、この場合はこういうルールという場合分けにまで至ってないものですから、まず現実にあるものを受けとめて、それが正しく認識されて、円滑に動くようにという気持ちで制度設計をしていきたいと思ひます。

【辻委員】 はい、どうぞ。

【根本委員】 このテーマは最後にしますけれども。そうすると例えば6ページの下の

ところで、「目的の共有や利害等の調整を行う」とか、あるいは次のページで「実施のための推進力を有したほうが望ましい」というのは、ちょっと踏み込み過ぎている表現じゃないでしょうかね。逆に。こうしないといけないと思うんですよ。思うんですけど、ある程度そういうことが念頭に置いて、こういう仕組みというのを想定しておかないと、ちょっとここまで書くと書き過ぎかもしれない。逆に、逆の立場からいくと、ここまで書かないと意味がないんじゃないかなと思っているので、何かアイデアがあった上で書かれてるんじゃないでしょうかというふうに思ったんです。

【中島国土計画局長】 先生アイデアをちょっとご披露いただけませんか。

【根本委員】 実はさっき言った対比を見ていて、広域連合に民間が入るってというのはないかなと思ったんです。既存の、事務組合でもいいんですけど、要するに特別公共団体というのをつくっているわけですけども、ある程度その地域の中に公権力とまでは言わないまでも、独占権を持った意思決定主体を設けなければ、グローバルな競争に勝てないんだということだとすると、そのまきによって来る公権力なり、独占権の根拠が必要ですよ。だからそれを地域に任せると言われても、あまり第三者から見ても信頼されないんじゃないかと思うんです。現状の制度でいくと広域連合が一番近いので、広域連合に民間や個人も入れるようにするというようなことができるのであれば、これはちょっとほかの省庁の話になるので、もちろんやりにくいのは重々承知の上で言うんですけども、そういうやり方も1つあるのかなと思うんです。逆側のアプローチから同じ結論に行ってもいいかもしれない。

【辻委員】 事務局、いかがですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 最初のほうの利害調整等の話のほうですけども、ここもそういう意味では場合があると。それから有していたほうが望ましい場合もあるというような形で、そこはある意味では表現的には少し、要するに一定の方向性でこれしかないということではなくて、ケースという形で記載させていただいているということがございます。

【辻委員】 今、議論いただいている点は核心にわたる重要なところで、先ほどの3事例の総括表にもかかわるんですけども。結局、全体としては、この官民連携組織ということで県境を超える公共団体及び民間で、何か新しい、動ける組織をつくらうという点を新しく主張すると同時に、ただかなり多様なものであるということと同時に言っているわけです。したがって、多様なものの現段階でのイメージを、2のところの総括表も踏まえ

て、もう少し例示をして、その例示のイメージというのは今の話でいうと結局、シンクだけを主にやっていくものと、ドゥまでかかわっていくもの。このドゥをかかわっていくときに、このドゥを個別の構成員、既存の法人が担っていくのか、それともこのドゥに関して今新たにここで1法人つくろうとしているのかということによって、大分その仕組みが異なってくるわけですね。そこのところの仕分けを少ししっかりして、少なくとも、この今回の提案は最終的には何ページでしたか、10ページのその他支援の最後のところに言っていますが、まあ現状では先進事例に対して、「その設立や地域戦略策定について支援を行うべきである」ということで、まずこの新たにつくる組織自体が、すぐに何かドゥをして、ここで借財をして、何か本格的にやっていくというイメージよりも、まず準備期間で一歩進めましょうというイメージなので、ここのところも含めて少しアイデア出しを主にするものなのか、実施なのか、その実施を担うのがどこが担うのかということに係る整理と、それからこの官民連携組織と既存法人のあり方ですね。それ、要するに既存法人で認定されているものも、この要件にかなうものは基本的にそれで官民連携組織と考えるのか、それとも全く新しくつくらなきゃだめなのか、この官民連携組織と既存法人との関係について、現段階で少し整理をして打ち出すということが多分されないと、今のような疑念が出て、少しどこに行くのかということが疑問に思われることもあるんじゃないかということだと思えます。

そこの整理を少し、3のところですか、4のところですか、どこかに書いた上で、この今日の記述が出て、確かに一方でこの記述の中は、最終的な仕上がり体としての計画づくりから実施までというところを、これが意義といえば意義なので、記述している一方で、それに対する具体的な事業イメージが必ずしもはっきりしないというところもあるので、そこのところを少し整理して、書いて整理してみてくださいということですね。

いかがでしょうか。

【戸田委員】 今回最初に配っていただいたものだと7ページですが、「推進力を有したほうが望ましい場合もある」という表記ですね。これは前から読んでくると、「望ましい」という表記に多分なるんじゃないかという気がするんですが、これはシンク・アンド・ドゥという提起から始まっていますから。望ましい場合もあるっていうことは、これはここで、1回ひねっているという感じがするんです。

しかしこれが現実であるのであれば、そちらを尊重していくということになります。私は三遠南信にどう適用しようかということを考えていますけれども、広域連合が常に出て

くるんです。先回の委員会の次の日が三遠南信サミットで、全27首長それから商工会議所の会頭が集まる会議が飯田であって、そのときにも広域連合がサミットの決議事項の中に入っています。そこで、広域連合ができたときには官側の事業をやる事業実施のツールだと。三遠南信には、官、民、これは当然NPOも入っていますので、全体をくくり得るような組織体として、今回の提案に期待をしているというところです。

【辻委員】 事務局、いかがですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 今、いろいろなご指摘をいただきましたので、最終的には私どもでまた整理をいたしますが、1つ私どもが今回のこのレポートの原案をつくるに際しましての1つのあれは、やはり先ほどのドゥまでの話もそうなんですけれども、それはある意味では組織によっていろいろな多様性があるだろうと。それをだからどうやって担保するのかということについては、繰り返しになりますけれども、一定の制度設計の中ではなくて、個別の認定の中で要するに担保できるのではないかというのが、そもそもこの今回の、ある意味では今までにない新たなスキームの1つの特徴であるという理解をしていますので。ですからそういう意味では1つのモデルで、特定のモデルに固執した形での制度設計にしないようにしたいなという思いがあるところでございます。

【辻委員】 しかしその多様性がもう少しわかるような記述、例示か何かを加えなきゃ、工夫しなきゃならないということでしょうね。あと、いかがでしょうか。岩崎委員、お願いします。

【岩崎委員】 官民連携組織というふうに、もう組織という名前がついているんですけども、基本的にいくつかの段階があると思うんですね。私は連邦主義の理論ですとか実際とか、それを研究してきたので、例えばEUの統合とか、アメリカがそれぞれの13のステーツのコンフェデレーションからフェデレーションになって国家になったとか、そういう統合の度合いを研究しているので、広域連合も一部事務組合も統合の違いというのはよくわかるんですが、今回はメンバーが多様であるということが特徴かなと思っています。

何を申し上げたいかといいますと、メンバーが多様であるからこそ、最初から組織というのではなくて、まずはフォーラムだと思うんですね。集まって話し合うという。フォーラムがあって、それが今度は会議体になって、ASEANなんかある意味会議体ですよ。その後には組織というか、機関、インスティテューションを持つと。インスティテューションを持つということはどういうことかということ、事務局があるということなんです。共通の事務局があって、常設の事務局があって、そこが窓口になる。そこがいろんな会議のア

レンジメントとか、それから必要な情報を集める、当該地域に重要な情報を集める。そういう段階があるということだと思っんです。

ですから、そのどの段階をこの組織というふうと呼んでいるのか、もう共通の事務局があつて、それ以上のこと、決定に拘束力があつて執行も担保するとか、ほとんど国家に近いような状態なんですけど、そういうことまで考えているのかという、その統合の度合いですね。アレンジメント、アグリーメント、アソシエーションというか、そういうふうな度合いがあるところを少し認識しておかないと、あっち行ったり、こっち行ったりする。エリアが県境をまたがるとか、そういうことが今回のこの官民連携組織ですか、そのいいポイント、今までの制度ではできないという意味での大きな可能性だと思っんですね。エリアが広域的であるという、特に県境を超えるということとか、それからそのメンバーが多様であるということなんですけど、多様であるってことはどういうことかという、行動規範が違うということなんですよね。企業はプロフィットシーキングをするし、政府はパワーシーキングをするし、秩序の維持が重要で、市民は市民で自分の感情というか共感で動くし、というふうにそれぞれマネー、パワー、シンパシーというふうに行動原理が違う。規範が違うものを一緒にするには、共通の目標というか、それがどれだけ共有されているかということだと思っんですね。その共通の目標が実現するために一緒にやろうじゃないかというふうになる場合に、参加する人は、自分はこれができるけど、これができないから一緒にやりたいというような思いがあるかもしれない。そうすると参加して一緒にいろいろ決めていく段階で、決まったことのこれは自分ができるとか、これはほかのところと一緒にやればできるとか、そういうのがあるのかなという気がします。

先ほど申し上げたフェデラリズムの理論の中でも結構重要なのは、一緒に共通の決定をする機関までをつくるってことはできるんです。国連なんかもそうですよね。実際にその決定が拘束力があるかというところで、ちょっと大きなハードルを越えなきゃいけない。

それからもう1つは、執行する場合にメンバーが執行するのか、それか直属の執行機関を持っているのか、というので、だんだん統合の度合いが強まっていくんですね。そういうふうには、私の頭の中にはコンティニュームというか継続線状になっていて、多分、わりに幅の広いところを考えていらっしゃると思っんですが、それぞれ違う。幅広いところを現場に任すにしても、国としては基本的なところはやっぱり1本筋が通ってないといけなわけですよ。それがどうなっているのかが、ちょっと見えにくい。あまり細かくつくってしまうと、こんなだったら要らないよというような現場の声が出るかもしれないし、

とって野放しにすることもできないしとなるので、執行を考える上でも、その決定の拘束力を考える上でも、組織の話もすべてそうやって、幾つかの段階がある。種類が違うんじゃないんですね、段階、ディグリーが違うっていうか、度合いが違うっていうのがあるので、それをどうやってうまく出せるかというのが、魅力的であるかどうかということなんですね。

企業にとって、多分、参加する誘因というのは、ディレギュレーションというか、規制緩和と、それから多分オーソライゼーション、権威づけっていうのだと思うんですね。例えばそうだとすると、私が今考えただけなんですけれども、構造何とか特区というのを超えるような、ディレギュレーションというか、自分たちの活動が柔軟にできるようなものを手に入れることができるかということで、参加するメリットがある。

それからオーソライゼーションは、単体で行っても聞いてもらえないけど、国がオーソライズすることによって動きやすくなるというのがあると思うので、お上意識とか嫌いですけど、やっぱり日本では意味があるのかなという気がする。具体的に参加する誘因というのを少し強く考えておかないと。共通の目標を絵にかいた餅に終わらせないで、実行に移すには、そういうことも重要なと思っています。長くなりました。

【辻委員】 事務局いかがですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 ご指摘の点は全くそのとおりでございまして、今のご指摘の点を踏まえて、おそらくイメージとしては私どもがこれは組織を認定するに当たって、いわゆる計画段階、それで執行段階のいわゆる組織体がどうあるのかというのは、おそらく個別、細かく見ていく形になろうかと思えます。それで今の段階では、あまりこちらから大がかりに、大がかりというのはあれですけれども、事細かに、こういう場合はこう、こういう場合はこうとやると非常に、まさに国のいわゆる規制的な要素が強くなると思えますので、そこは個別具体的に、仮に組織を認定していくときに一定のメルクマールといいますか、そういう中で対応していきたいなというように考えております。

【橋田委員】 よろしいですか。

【辻委員】 はい。

【橋田委員】 私どもがいま考えているのは、例えば九経連、福岡経済同友会、九州経済同友会、商工会議所などの連合体が複数ございます。そこでは各々が様々なことを検討しております。たまに耳にしますのは、行動する九経連でなければならない、経済同友会は提言は多い。そして会費も各々。では、1本にしようなどの話もあります。今回、我々

が考えている官民連携主体のイメージというのは、概ね話もできておりますが、まず顧問団には県と九経連、商工会議所は会議所じゃなくて商工連合会にしました。むしろ会議所ではないと。福岡経済同友会などが顧問団に入って、あと会員。幹事会には福岡市、商工会議所、九州大学、それから民間の企業、九州電力やJ R九州さんなど。

それは何を言っているかという、考えることはもうよいと。行うことについて考える必要はあるのですが、でも何をするかということをもっとみんなで決めて、部会で検討する。そして順番、時期、誰がするかというのが出てきます。部会で検討して合議して決めて、これをするのだと明確にし、役割分担を決める。その時、国に何をお願いしたい、世話をしたいなどネックになることが出てくると思うのです。したがって、国が考えていることをしっかり念頭に置きながら、今はできないけれど、こういう政府の成長戦略でこういう形で後押しをしてくれるということであれば、俺たちはできるよということで行うと。ですから、ドゥが一番大事だということになっています。どこまでやれるかは別です。それをできるだけ広域連携的にやりましょうということと、福岡市、福岡市独特の部分もありますけれど、できるだけ幅広にいきましょう。

だから私等としては、国がどこまで何をやってくれるかということ、逆にある程度明らかにしたいとか、ファジーでも構いませんが、こういうことはやってやるぞと。例えば規制緩和の問題。先ほども申し上げましたが、そういうことは個別案件を持ってきて、この趣旨に合致するものであれば思い切ってさせてやるぞという、その担保が欲しいとか、そうすれば、今度は民間もビジネスモデルがつくれて、例えば高さ制限も緩和されるとか、関税の問題ですとか、貿易を振興させようと思えばこういうことができるなどいろいろありますよね。港の問題とか。だから港湾の自由化、港湾の民営化、空港の民営化にしても国が後押しするなら、できることも出てきますので、そういう意味でできるだけ大きく仲間にしようというような考えを持っているということなので。

【辻委員】 後者で言われた国は何をするかというのは、まさに次の課題になりますので、その前のこの段階で、多様な組織なので、多様な組織の中でももう少しイメージをはっきり出しながら整理をするということと、その中で特に発展してドゥまでできた段階の最終形の組織イメージもさることながら、初期段階の最低限、今回は法人格なき任意団体という言い方でいってるんですが、最低限どういう要素をそろえたら一応官民連携組織として認定してくれるのかというところ、まずそれが一番最初、初期段階で重要なので、この部分について既存法人との関係も含めて、もちろん法人格がなくて、やっぱり規約ぐら

いは必要なのか、事務局があればいいのか、1回イベントやるぐらいの組織はさすがに官民連携とは認められないんで、そここのところを最低限もう少しクリアに、こここのところを出していただければと思います。

話はもう5、6のほうに進んでいますので、今の5、6の国の特に役割の関係の部分ですね。この部分について、事務局のほうはいかがですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 役割のところですか。非常にここは本ワーキングチームの1つの哲学的なところがございまして、私どもは一方で従来の行政手法といいますか、それで申し上げますと、非常にある意味では事業中心にやってまいりまして、個々の事業のスタンスなり観点なり、内容によって、ある意味では個別に、言葉は悪いですが、さばいていたといいますか、いうようなところがある中で、いわゆる今回それとは異なる、繰り返しになりますが、ある意味では地域の自発性を少し距離を置いた形で見守りつつ、地域から具体的に上がってきた需要にアドホックに、ある意味では機動的にこたえるような、ある意味ではファジーなといいますか、薄いといいますか、そういう仕組み立てという形で、一応整理させていただいたところです。ですからこれ、多分こういうような仕組みをしますと、いや、もう少し国がもっと責任を持って、重点的にコミットすべきじゃないとか、そういうようなご意見があるのは承知していますけれども、そういう制度というのは今までも国レベルではいろんな手法によりましてつくってきたということもございまして、今回はそれとはちょっと異なる立ち位置といいますか、スタンスで制度設計をさせていただいたということをご留意いただければと思います。

【辻委員】 では今度5、6について、どうぞ。

【奥野委員長】 今の中井川課長のお話で、気持ちはよくわかったんですが、ちょっと私、これを読んでみて、少しそれと違う印象を持ったんですけれども、率直に申し上げると、先ほど岩崎委員、橋田委員のおっしゃったことと共通するんですが、これ対等でありたい。国と地方自治体、あるいは民間が、その気持ちは非常によく伝わるんですが、もともと行政と民間は対等ではないし、ましてや国と民間が対等だと言われても、言われるほうが戸惑うだけで、これはお上なんですね。そういった気持ちでこのセクションを読みますと、まず国の方針があります。それから地域で組織で戦略をつくってください。その戦略に沿って、今度は国が基盤整備を行います。こう読めちゃうんですね。で、これもさっきから出ていますが、3セクのように、ほんとうに50対50の責任にしちゃうと、総無責任体制になっていく。だからそういう弊害がありますし、ある程度そういうふうな軸

ってというのは多分要るんだらうというふうに、私も理解するのにちょっと悩んでいるんですけどね。ただそこがあまり強く出過ぎるとちょっと問題なので、さっきちょっと岩崎委員が別の意味でもおっしゃいましたけれども、国とそれから各組織が共通な目標をつくるように、形成していけるように、何かそういう協議をすとか、そういうようなことがないと、ちょっとこのところを私、読んできて、ちょっと国の軸がもともとひがんでいる感じを持っていますと、強く感じられちゃうかなという印象を持ちました。

【辻委員】 事務局、いかがでしょうか。

【中井川広域地方整備政策課長】そこはほんとう、今回の話では悩ましいところがございます、ある意味では国の責任のとり方みたいな部分にもなっておりますかと思っております。ただ、そうした意味では今回ちょっと法令用語ではまだどうなるかわからないんですけども、あえてこれを認定とか確認とかという言葉を使っておりますけれども、これは非常に協定的な感じの役割分担でございます。ただ今回のあれで1本私どもの根底にありますのは、国はあくまでも支援であっても要するに国のスタンスで全部乗り出して、何か仕切っちゃうというようなことは、それだと従来の枠組みとは変わらないのではないかという問題意識があるというところはそうでございますので、それについて、おかしいんじゃないかというようなご指摘があると、私どももなかなか、ある意味ではじゃあ従来のスタイルのような形のご支援策をつくらなきゃならないのかなという思いも出てきちゃうものですから。ただそこで、ある意味では確認の責任というものは、当然果たしていかなきゃいけないという理解でございます。

【根本委員】 ちょっと質問なんですけれども、8ページ目の下から2つ目のパラグラフの中ほどのところに、国が認定する条件として、将来性と正当性というのがあるんですけど、これはどういう意味でしょうか。

【辻委員】 お願いします。

【中井川広域地方整備政策課長】 将来性というのは、ある意味では構想、いわゆる設立目的があるわけですけども、その設立目的の中でおそらく地域において、かくかくこういう構想をもって、こういうことを将来的にやっていきたいと。ただおそらく具体的なプロジェクトの中身までは、これから考えていくというようなことになろうかと思っておりますので、その辺を国として、ある意味では評価をしていくということになりますし、それから正当性と申しますのは、ここに書いてありますように、その組織構成とかガバナンス的なもので、いわゆる適正に事業を、事業なり先ほどのドゥにもつながりますけれども、ド

うまでやり切れるような体制にあるのかと。もしくはその組織の構成員がいわゆる一定の、何と申しますか、地域活性化という大義名分に沿ってやっているような組織体で、そういう事業をやっているのか、そういう点になるのかと思っております。

【根本委員】 そうすると、実質的な中身を見て認定する、しないを決めるということでしょうかね。ちょっと私のイメージでは、正当性というのは対象となっている地域の構成公共団体を必ず含むという形式要件で、これは必要条件なんです。将来性というのが、その中身を精査して、実行可能性も含めて将来ほんとうにそのビジョン、持とうとしているビジョンを実現する能力があるのかという実態要件。で、こっちは十分条件。だから言うとするとうと正当性及び将来性の順番だと思うんですけど。

というような整理かなと思ったのですが、そうではないですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 いや、大体おっしゃること……私のちょっと表現の仕方がまずかったかもしれませんが、ただ正当性の中で例えば対象としているエリアの地方公共団体が、例えばすべて含まれていないと、正当性があるかないかというところは、それはいろいろな形態があり得るのかなと思っておりますけれども。いわゆる組織としての正当性ということであれば、先ほど申し上げた、いわゆる構成員の問題ですとかガバナンスの問題ですとか、そういうところまで含まれている、いわゆる組織プロパーの問題であるというふうに理解しております。

【根本委員】 すみません。最後にします。ちょっと形式的なことを言って申しわけないんですけど、権限を持たせる、組織に。権限を持つ組織にするということを、どのようなプロセスで今、通常我々は実施しているかということ、選挙なり住民投票という行為を経由して、委任しているわけですよね。国民が。このやり方だと、その正当性を判断するのは国ですということになっちゃいますよね。それってちょっと、地域分権、地方分権とか地域主権の流れとちょっと違うんじゃないかと思うんです。だからそこはどうかかなと。だから国がやるのはあくまでも国として関与する、公金の話とか、次に出てきますけど。その限りにおいて対象になるかどうかという判断であって、正当性自身を国が判断すべきことでしょうか。

【中井川広域地方整備政策課長】 すみません。そういう意味では正当性という表現自体がちょっと適切でなかったかもしれませんが、あくまでも国が確認、認定する趣旨というのは、あくまでも国が先ほど言いましたようにいわゆるパートナーとして、後ろに出てくるようないわゆるフォローアップの中でも、ご助言とかいろんな仕組みの中の対

象としていくという意味での正当性でございますので、いわゆる、そういう意味ではちょっと表現が適切でなかったらおわび申し上げたいと思います。

【橋田委員】　ちょっと宜しいですか。7ページと8ページ、国の役割として、基本的考え方、地方と国の協働関係のところにもまとめてありますよね。私は、極めて画期的なことだと、逆に思うのです。できる、できないは別としても、いわゆる地方の時代というか、地方でしっかり自主的にやってくれないかと。前原、前大臣が終わられてすぐのときにおみえになって、国はあまりお金がないと。だからぜひ、地元でいろいろ競馬をしたり、長崎新幹線もPFIでやってくれないかとかいうようなお話もありました。現状はそうだろうと思います。それで期待されているのは、地方で一生懸命みんなで知恵を出し考える、国はいろいろな問題事項に規制緩和をしたり、ある程度の金銭的な支援を行う。基幹整備であるとか、当然国がしなければならない部分については応援をするけれども、できるだけ民活でして欲しいかという思いでいらっしゃったと思うのです。そこでそういう発想が出てきて、こういうふうな考え方になっているのでないかと自分は思うので、こういう考え方は、逆に言うとぜひしてもらいたいなど。そのときに国ができる範囲内の応援はして欲しいと。地方自治というか、そういうものをどこまで行うかなのでしょうが。きれいごとではなかなかいかないのはよく分かるのですが、やはりそれを、皆さんにやってくれと、メッセージを送ってあるのではないかと思うのですけど。

【辻委員】　どうでしょう。事務局のほうから。

【中井川広域地方整備政策課長】　まさに今、橋田委員ご指摘のスタンスで、私どもも一応整理をさせていただいたつもりでございます。

【大川委員】　ちょっとすみません。基本的な質問で恐縮なんですけれども、ちょっと新しい公共と、この官民連携主体がどれだけ違うのかなと考えてたんですけど、1ページ目の下のほう、下から5行目、6行目ぐらいですか、「サステナブルな地域・都市経営を実現するために、地域の多様な主体からなる官民連携主体が、地域の個性や強みを活かした広域的な地域戦略の提案から実行までを行う」、これは官民連携主体が実行までを行う、こういうことですね。で、「各地域で自立した特色ある成長を実現するとともに、多様な主体が」、多様な主体というのは、「官民連携主体を構成する地域の多様な主体」ということですね。これ。その地域の多様な主体の中に、新しい公共、あるいは多様な主体を新しい公共と呼ぶのかなと。それが地域づくりを担い、新産業を創出する。何かよくわからないですな、これ読んでると。

【福富審議官】 すみません。一番最初に議論していただいた「成長戦略策定の背景」というところで、これ一応さつき課長が申し上げたように。全体の取りまとめのこともイメージしながら書いたので、今3つのワーキンググループでやっていただいていることが、もともとは国土交通省の成長戦略の中に書かれたことを引きながら議論していただいているという、実は流れを書いたつもりでございまして。1番にあるのが大都市圏戦略。2番にあるのが今回議論していただいている地域戦略を担うような官民連携主体。で、2には同時に新しい公共のことも書いてまして、2つ書いてあるんです、実は。で、それを一緒にぐちゃっと書いてるもんですから、実は言葉としては成長戦略の言葉なんですけれども、ちょっとわかりにくい表記になっていて。ただ私どものイメージとしては、地域を担う主体として当然コミュニティーレベルの新しい公共が、今まで公共が担っていた分、あるいは新しく必要なサービス提供のために活躍していただかなきゃいけないというので、それは非常に重要だと。これはあまねく重要だと思っています。

それから同時に、都道府県を超えたと申しますか、広域的な官民連携主体がそれぞれの地域の一種のエンジンとなって、その地域の活性化に活躍していただきたいという思いがあって、この議論になっているんですが、その立て方として非常にこの新しい公共と今回議論いただいている官民連携主体は非常に似てまして、構成メンバーが官、民になるもんですから、どうしても。新しい公共の場合は民だけの場合もありますけれども、官と民が連携しながら新しいNPOだとか、新しい受け皿をつくって、言ってみればその地域のために何かをやるというところで非常に似ているものですから。ただ規模が違ったり、構成メンバーもかなり違う場合がありますけれども、立て方としては小さいコミュニティー版と広域版の今回の官民連携という形でやっていただいていると、今、そういう議論でございまして。

【辻委員】 あといかがでしょうか。こここのところで、ちょっと記述が気になるのは例えば8ページのところで、今言った将来性及び正当性のところは、「地域づくりをゆだねられる存在として国が責任を持って認識」ということになっていきますね。ここは「地域づくり」という表現になっていて、地域づくりって例えば三遠南信の中でのソフト事業の中には、こういう地域づくりも入るかもしれませんが、何というかもう少しこの2のところは広域で、大きい地域主体が小さいまちづくりも含めてやるけれども、何かもうちょっと地域づくりよりも大きいような形で、3の新たな公共のほうがむしろ地域づくりのイメージがあって、あんまり地域づくりって言い方してないんですけど、ここではちょ

っと地域づくりって出ちゃって、この表現方法を少し統一しなきゃならないっていうのはあると思います。で、地域戦略の策定・実施というと簡単なんですけど、これの具体的なイメージがわからないと実際イメージしづらいという問題に戻ってきますので、そこを含めて、ちょっとこの全体を通しての言葉の精査というのを考えてほしいと思います。

それから先ほど橋田委員が言われたように、今回この特徴は、官が何かあめを出して、それを目的に何かやるというよりも、あくまでも地域の中の官と民の自発的な動きを応援するという趣旨なので、そのところはいいんですが、しかし何を国がしてくれるのということ考えたときに、今回やっぱり一番この中で目立つのが、応答義務付きの提案権付与になるわけですね。これがだから多くの団体にとって、魅力を感じるものと見えるかどうかってことですね。昔、自治体向けにパイロット自治体というのをやりましたが、結局不評に終わったと。そのころに比べると、それこそこの議論の中にもありましたが構造改革特区等も含めて、国に対していろいろ規制緩和その他要望する方法、ルート、社会実験も含めて大分整ってきたと。こうした中で、今回提起する応答義務付き提案権というのが、もうちょっと何か具体的に、あ、これはいいものだというのが、これは何というか、やろうとする主体にとって伝わるような書き方を工夫できないのかなというのがあります。

あわせて、最後お金の話で「その他支援」になるんですけど、仮に見せ金でもいいので、やっぱり社会資本総合交付金がどうなるとか、もうちょっと何か、金がちらついてもいいのかなというのが素朴にあって、これ一切その点に関しては極めて禁欲的に書いていると。当分の間は策定経費しか取られてないと。それは総務省中心に各省庁そろって定住自立圏をやったときも、最終的には交付税措置とそれから、あのときでも社会資本の総合交付金は一応乗っけてもらって、それはやっぱり地方にとっては、どこまで実効性があるかは評価は別にして、一定の魅力にはなるのも事実なので、その辺のその他支援について、もう少し何か支障のない範囲で運営できる記述ができないのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

【中島国土計画局長】 お金はですね、この瞬間、例えば12月1日とかいう日付でいくと、むちゃむちゃ支障がある時期なので。もうちょっと後になってくると何か決まっているので、ということは非常にあるんですよ。

【辻委員】 なるほど。

【中島国土計画局長】 特にこの1週間後とか、そういうタイミングでもちょっと支障の程度は大分違うので、ご理解いただきたいと思います。

【辻委員】 はい。

【中井川広域地方整備政策課長】 よろしいですか。そういう意味では、今局長が申し上げたとおりでして、これからこのワーキングチームの報告を親委員会にかける段階でも、ひょっとしたらまだどうなるかわからないぐらいの状況になっている可能性もございますので、そういう意味ではその記述というのはある程度、それこそもう少し後の段階で、また委員各位にご相談するのか、座長一任になるのか、場合によっては委員長一任ぐらいの、そういうようなタイムスケジュールをちょっと想定していただければ、事務局としてはありがたいと思います。

【中島国土計画局長】 おっしゃっていることはものすごくよくわかります。それと応答義務付き提案権ですけど、もともと規制緩和と始めていますよね。ですから支援とか対等とか言っていますけど、要は嫌がる相手を引っ張り出してきて、そこで規制緩和させる。連携したい側から見るとですね。そういう仕組みという面も、下克上といただきますか、下から上を見ていろいろ、自分たちでできることは勝手にやるわけですから、だからできないことがあったときに、そこを突き抜ける、そのときのこちらの受けとめ方で、国と書いてありますが、国も実は多様でございまして、ここで応答する者はだれかとか、前回は議論がありましたけど、それを我々引っ張り出せるのかという議論も実はあるんですけど、そういう面があります。

それで特区の提案も今、議論があるわけですけど、こういう内発的な組織が何かそれを国が認定して、その提案を受けとめて、あなたに対しては特別の権限を与えようとか、規制をあなただけ緩和しようとか、そういう仕組みをイメージして始めたんですけど、やってみるといろいろご指摘もいただきましたし、今日は発展段階で非常にいいアイデアをいただいたので。ですけどなかなか、こっちもあまり腹が決まっていなところがあるところあって。それで要は協議して何か握ると、約束をするというイメージなんですけどね。それを法律で表現すると、どうもこういうことになってしまった嫌いがあるんで、もうちょっとここが抜本的規制緩和とか何か支援とか書くと格好いいんでしょうけど、ちょっと非常にストイックに書いてしまっているんで、正直言うとちょっと次の宿題になっちゃったかなというのが、私の印象なんですけど。気持ちは、提案して、できません、できません、できませんと応答したのでは、これは何だかわからないので、一種の規制緩和、あるいは事業執行の約束をするというのが、できれば一番意味のあることだろうと思うんですけどね。それをどう表現しているか、ちょっとよくわからないので、それをまた国つ

てだれだとなつちゃうんですけど、だれかが認定して、この霞が関全体を取りまとめて、規制緩和の、内閣府がやろうとしていることかもしれませんが、どういう表現ぶりがいのか、また委員、座長にお尋ねしたいと思いますけど、この場でもしごアイデアがあったら、確かに悩ましいところなので。

【辻委員】 根本委員、お願いします。

【根本委員】 それになるかもしれないことなんですけど、官民連携組織自身がその中でガバナンスできている状態というのは国は要らないんですけれども、ガバナンスができなくなったときってあり得ると思うんですね。構成員同士の利害が反して調整ができないときとか、あるいは連携組織とそれ以外との関係で調整ができなくなったときに、国が調整の場を提供して、積極的に仲介をするということはインセンティブになるんじゃないかなと思いますね。それが怖いんですよ。うまくいってるときは、うまくいくんですけど、うまくいかなかったときに、結局寄り合い所帯で構成員の利害がばらばらに分解していくってことが嫌なので、そこをうまく、そうなったときの、それはクレーム処理の話なのか、何だかわからないんですけど、メディエーションみたいなものなんですけど、そういうことが国の機能として何らかあれば、それはそれで十分1つのインセンティブにはなると思います。

【辻委員】 事務局、どうですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 非常に貴重なご指摘をいただいたと思いますので、先ほど言いましたように、認定、私ども当初考えておりましたのは、いわゆる認定当初の構想から、例えば構成員が離脱するとか、構成員が組織のガバナンスを外れた行動をするという場合は、私どもは1つのサーベルとしては、いわゆる認定をもうやめると。それであの組織は要するに国の協働相手としては、当初の構想とは違ったのでふさわしくないよということ、1つのサーベル、武器としてやろうというようなことを考えていましたけれども、ある意味では今のご指摘のように、そういう状態が見つかったときに国のほうとして、どこまでできるかという問題はありますけれども、そういうような機能というのはあり得るのかなというように、今感想として感じたところでございます。

【辻委員】 戸田委員、どうぞ。

【戸田委員】 今の応答義務で、「国等」というところです。我々ですと県みたいなどころに対する、つまり法律上はできるんだけどなかなか困難が多い、そういう関連において諸施策を講じることによる支援、周辺機関との調整への助言は、メリットを感じると

ということです。もう1つは多主体が協働して、責任を負い合うことを担保するのは、先ほど岩崎先生の話にもありましたが、この地域戦略の立て方によります。今回は2段階に書かれ、最初に官民組織が手を挙げて、それから計画化、戦略化をしていくというプロセスと、それから戦略を持ってということになるんですが、この前後が読みにくいという気はします。

次は、2ポツ目の認定の条件の中に、地域戦略の概要は含まれると書かれておりますから。認定のところですね。ちょっと読みにくいと思いますので、整理していただくということがあると思います。いずれにしてもこの戦略の立て方というのは非常に重要で、そこで責任を負うところが明らかになってきますから、このプロセスの中で温めていただくようなことかなと思いました。

それから後の応答提案権ということですが、提案権について。これはその戦略とは何か関連性があるのでしょうか。それとも何でも広げて提案をできるというふうに考えてよろしいでしょうか。

【中井川広域地方整備政策課長】 当然、戦略の範囲内においてという形になろうかと思えます。それで実務上はおそらく国土交通大臣、私どもほうでそれは受け付けますので、全く戦略内で、戦略に基づく計画なりプロジェクトと関係ないものについては、そこはオミットしていく形になろうかと思えます。

【戸田委員】 わかりました。そういう意味で戦略は非常に重要であるので、その立て方のところを重点的に。

【福富審議官】 いいですか。ちょっとすみません。

【辻委員】 はい。

【福富審議官】 認定の段階で戦略の概要と書いてあるのは、戦略は認定された後で決まるので、認定のときに見せていただくのはその概要というので、粗っぽいものを見せていただいて、認定した後、戦略を立てると。当然そのときに、多分その前か、中で内部ルールみたいなものを決めますから、いろんなお互いの拘束をする話とかはそこで責任のことも含めて決まると。で、その戦略を実現するために必要な、いろんな大小取りまぜた、いろんな外部的にやってほしいこと、ございますよね。国にやってほしいこともあれば、県にやってほしいこともある。それをまとめて応答義務というのを課した形で提案権という形でぶつけるのか、もっとその前段階でネゴでぶつけるのかってあると思いますけれども、多分、大小硬軟取りまぜた形でいろんな提案、もしくはその前段階のものが、各外部

の機関に対して提示される形になると思います。

【辻委員】 いかがでしょうか。いくつかありましたけど、先ほど最初にあったところの、有名無実化したり、うまくいってない場合の官民連携組織の場合どうなるかということに対しては、1つは特にこの官民連携組織のうち、計画しか主につくらないものですね、それについてはもともと任期をつけておくというのはあり得ると思うんですね。で、そうすると3年なら3年で、もともと限定的に認定しておく。そうすると基本的にはそこから進んでない場合はそこで切れてしまうと。

問題は、事業を実施しているような場合ですね。この事業を実施している場合は、だから完全にこの既存の法人制度は使わず、この官民連携組織だけでそれを担っていくのか、既存法人を使ってやっていくのかによって、大分事業や制約のかけ方が変わってきますので、そのドゥする段階で進める方法を考えるかとか、やっぱり、しっかり考えておかなきゃならないというところがあると思います。

それから今議論にあった、国等の「等」なんですけれども、それは結構議論のあるところで、先ほど正当性のところでも少し議論がありましたけど、この「国等」の中で、国と密接な独立行政法人等が入るのは自然だと思うんですが、結局、認定は国がするので、地方が、じゃそれで厳密な意味で応答義務を負うかという、これは多分負わないですよ。實際上ただ国と密接に協働してやりますので、答えてくれているとは思いますが、厳密に言うところの設計で国が正当性を認定して、そのものに対して地方がすべて応答義務を厳密に負うのか、負わないのか。多分、まずこの団体に加わるか、加わらないかというところで一悶着あって、場合によってはこじれているようなケースの中で、ある意味では強引にやったり、やらなかったりというケースが考えられると、この応答義務のあり方については、ちょっと難しいところがあって、それでとりあえず今回は「等」で。「国等」は入れているんですが、この「等」について、どこまで入るかということについては、とりあえずここでは記載していないということになっています。これはかなり大ざっぱなイメージしか書いていませんので、何をやるか実施を考えると結構いろいろ課題があるというのは今回出ているので、そこについてやたら細かい規定はやっていなくて、最後のところの引き続き法制度の課題のところでも少しは今後検討しなきゃならないというふうに考えているという状況ですね。

【中井川広域地方整備政策課長】 そのところは非常に微妙なところがございます、ある意味ではその制度設計面の話にもつながってまいりますので、そこは仮に今、ご指摘

の例えば都道府県なり地方公共団体を含めるためには、法令上どういう手当てが必要なのかという問題も含めて、事務的にちょっと検討させていただくという意味で、まだ範囲が固まっていないということで「等」という表現にさせていただいているという趣旨でございます。

【辻委員】 あと、全体を通じていかがでしょうか。皆様のご意見、いろいろ出しましたが、方向性としてはそんなにいろいろな意見というよりも、同一の方向を見ながら、しかしまだまだ整理しなければならないことは幾つかあるなという感じで、ただこの何とかワーキングとしてのまとめでどこまでするのかということと、全体の委員会としてどこまでするのかということと、それからその報告を含めて、省としてどこまでやってもらうか、この3段階分けて考えてやっていく必要はあると思います。

そこで事務局のほうで、今後の取りまとめについてはいかがでしょうか。

【中井川広域地方整備政策課長】 これはあくまでも事務局の希望ということで、最終的には皆様のご判断にお任せしたいと思います。資料の3をちょっとお開きいただければと思います。今の座長の問題提起は、12月8日に一応予備日ということでは確保はしているということでございます。それで今後のスケジュールで申しますと、各ワーキング、こういうような形でやっていただいて、最終的には12月22日に各座長から本委員会のほうにご報告をいただくという過程になってございます。そういう意味ではできれば私どもの希望といたしましては、12月22日までの期間を利用して、委員各位に持ち回りの形でご説明申し上げて、ご相談申し上げて、コンセンサスを得た上で座長レポートという形にさせていただければありがたいと思っております。

【辻委員】 よろしいでしょうか。結構幾つか重い宿題がありましたので、委員会は12月8日開催はしないけれども、各持ち回りでですね。

【中井川広域地方整備政策課長】 持ち回りで、はい。

【辻委員】 皆さんにもう一度ご意見と、結構幾つか宿題がありましたので、その宿題については、22日までに解決すべきものと、もうちょっと時間かかりそうなものと両方ありますので、その点も含めて、一度皆さんにいろいろご意見を、それぞれ個別にお伺いさせていただくという形取りまとめたいということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【辻委員】 ではすみませんが、そういうことで今後の取りまとめをさせていただきたいと思っております。それでは本日皆さんからいただいたご意見を踏まえまして、必要な修正を

行った上で、一度それぞれ個別に皆さんにお諮りした上で、この報告素案をまとめまして、国土政策検討委員会において報告させていただきたいと思えます。

そのほか、皆様から何かご発言ありますでしょうか。よろしいですか。それでは特にならぬようですので、本日の議題に関しましては以上とさせていただきます。これをもちまして、第4回の地域戦略検討グループを終了したいと思えます。本日まで4回にわたりました非常にご熱心な議論をいただきましてありがとうございます。終わりに当たりまして、事務局から連絡事項があればお願いします。

【小玉課長補佐】 それでは繰り返しになりますが、次回お集まりいただくのは12月22日水曜日、17時から第2回国土政策検討委員会ということになります。こちらの開催通知につきましては、また後日送らせていただきます。

また、本日の資料につきましては、お席に置いていただければ、後ほど郵送させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —